

今回も元気な活動を大追跡！  
田中やすのりおっかけ放送局

# 田中やすのり 区議会レポート

[www.tanaka-yasunori.jp](http://www.tanaka-yasunori.jp)

2012年3月発行 Vol.14



2012  
2/29  
ON LIVE

予算特別委員会にて  
総括質問で登壇！  
板橋区役所/第一委員会室

総括質問をはじめ、決算討論・委員長としての委員会報告・行政視察と積極的に活動

予算委員会での総括質問は予算や決算への質問ですが、それを前提としつつも翌年度予算又は行政執行への要望や改善要求を含む質問ができます。一問一答形式で質疑が行われるので、質問と答弁を繰り返すことで課題を深くあぶり出すことが可能となります。下記の項目について地域や街の声を伝え、未来志向の提言を行いました。

自殺対策の進捗を問う

学校給食の放射性物質の事前測定

地域防災計画の見直し



① 2012年2月に行われた総括質問。今回で総括質問は3度目となります。今回からスクリーンに資料を映写しての質問ができることになり、プレゼンテーション資料を活用しながらの40分の質問を展開しました ② 平成22年度の決算に対する締め括りとしての討論を行った。区の行政事務がしっかりと行われているかを効率性などの観点から指摘を行いました ③ 交通対策特別委員長として戸田市に視察に赴きました。視察のテーマはコミュニティ・バス。委員長としての挨拶を行っている様子 ④ 2012年3月の本会議において交通対策特別委員会の区への提言内容を委員長報告。一年間に渡る成果を伝えました。初の委員長を務め上げほっとします



## 板橋が変わる！

Dreams Come true

～防災編～

### やすのりの提案



国道沿いなどに帰宅困難者のための支援ステーションの拡大だけではなく、避難所の有効な活用と休憩所などの用意も必要。区の対策を求める！

答弁(区長)：現在の4か所に加え、今後、鉄道駅、近隣の区施設8か所を指定する予定となっております。また、携帯電話等の携帯端末での情報提供の活用方法について検討していく。

## 帰宅困難者支援ステーション 4ヶ所から12ヶ所へ拡充！



みなさんのご意見・ご要望をお気軽にお聞かせください。

# ★田中やすのり★

## 板橋政策を語る Vol. 3



田中やすのり Yasunori Tanaka

すみれ幼稚園、成増小、赤塚二中、城西川越高校、早稲田大学商学部を経て、大手広告会社に勤務。広告プランナーとして公共広告に触れたことがきっかけとなり、日本をもっと明るく、元気にできる政治の世界に飛び込む。民主党大学東京の第1期生として政治活動を開始。2007年に区議選に初挑戦し、地盤・看板・カバン無しの中で上位当選を果たす。2011年に再選。現在、文教児童委員会、交通対策調査特別委員会(委員長に就任)にて活躍中。



★★★ This report's Theme ★★★

# 要援護者名簿登録制度を充実しよう

## 施策の大きな課題と提言

- ①ひとり暮らし高齢者や介護認定者を中心に名簿登録者の増大を図る！
- ②「援護・救助される人」と「援護・救助する人」を事前に顔合わせ(=マッティング)しておく必要がある！
- ③総合防災訓練等で、実際に要援護者を訪問し、訓練避難所へ誘導してみる！

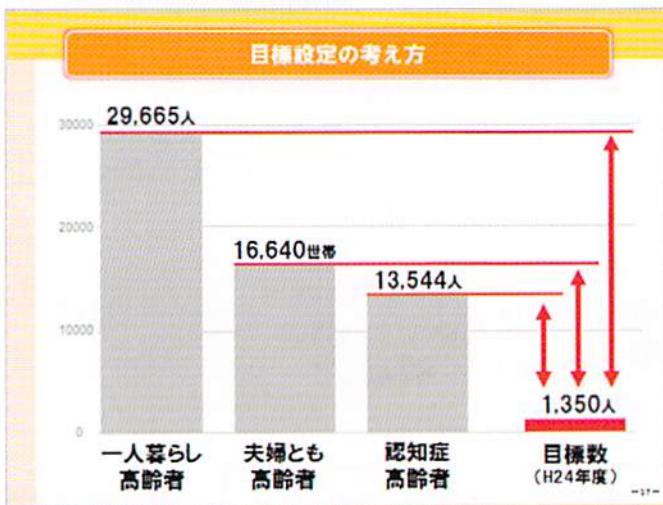
**阪** 神淡路大震災においては、自力脱出や近隣住民等によって救助された人の割合は9割を超えていました。東日本大震災を経験し、改めて自助と共助の大切さを思い知らされました。一方で、東京のような大都市においては、近隣住民同士の結びつきは希薄になっており、近隣住民同士の地域コミュニティによる共助の仕組みの構築が求められています。板橋区は共助の仕組みとして「要援護者名簿登録制度」を行っていますが、区内の一人暮らし高齢者や認知症高齢者の人数を鑑みると、

図-1.生き埋めや閉じ込められた際の救助



登録者数はまだまだ充分とは言えません。また、要援護者を名簿上でどんなに把握をしても、実際に震災が起きてしまった場合に今の体制のままではうまく制度が機能しないという懸念があります。誰が誰を援護・救出に行くかが全く決められていないからです。平時から事前に要援護者と援護者とが顔の見える間柄になっておくことが重要です。区は事前のマッチングが進むように積極的な関与が求められています。

図-2.要援護者名簿登録者数



**先** 進的な取り組みとして、行政が行う総合防災訓練において要援護者を実際に訪問・安否確認を行い避難場所に誘導する訓練が行われています。先進事例を参考に区の取り組みの強化を実現していきます。

## 要援護者名簿登録制度とは？

要援護者名簿登録制度とは、大地震など災害が起きたときに、自力で避難することが難しく支援を必要とする方が、あらかじめ自分の情報を区へ登録するとともに、登録名簿を警察・消防機関、民生委員、区民防災組織など地域の方々と共にし、災害時における安否の確認や避難の誘導などに活用するものです。対象となる方は、ひとり暮らし高齢者・高齢者ののみの世帯の方、寝たきり高齢者、介護保険の認定を受けている方、目や耳の不自由な方、肢体不自由など障害のある方、知的障害、精神障害のある方、妊娠婦・乳幼児のいる親や家庭です。

<問い合わせ先>板橋区役所 危機管理室 防災危機課(03-3579-2154)、もしくは田中やすのり事務所(03-6303-1130)まで